

会員及び ST マーク使用許諾契約企業各位

一般社団法人 日本玩具協会

【ST 第2部改定関係通知】「お面」類の運用の整理について

1. 「ST 基準第2部(可燃性)」は「ISO8124 第2部(可燃性)」に準拠していますが、「ISO8124 第2部」において、その最新の改定で、各要求事項の適用対象製品の分類が更に明確化され、それについての詳細な説明(附属書:理論的根拠)が提示されています。
2. そして、今般の ST 基準改定(ST2016)では、上記「ISO8124 第 2 部」の改定内容をそのまま取り入れています。
3. ところで、これまで、「マスク(「お面」を含む。)」に関しては、(改定前の ISO 規格(特に 4.2.4 項「ヘッドマスク」)の適用対象が必ずしも明確でなかったこと等から)、長年に亘って、下記の運用を行ってきています。

(「お面」に ST マーク貼付を認める条件)

「お面」に ST マーク使用を認めるには、「顔に被せない(頭に乘せて遊ぶ)ことを指示する注意書き」を商品本体に付けるものとする。(お面の裏面にその旨のシールを貼る。)

(注1) なお、ST 基準等にその旨の記載はなく、この取扱いは運用ベースで行ってきたもの。

(注2) 上記取扱いが敷衍され、「顔に被る」ことを前提としたマスクについては、事実上、ST マークの使用が認められてこなかった。(また、申請自体もなかった。)

(注3) なお、(顔に被せない)「お面」の ST 検査にあつては、ST 基準第 2 部の「一般要求事項」(4.1 項)のみを適用し、4.2.4 項(「ヘッドマスク」)の適用は免除している。(「顔に被せない」ことから。)

4. 今般の ST 基準改定(ST2016)により、(ISO 規格の改定を反映して)、「顔に被せるマスク(お面)」の取扱いが明確化されたことを受け、マスク(「お面」を含む。)に関する上記の運用を、次に整理することとしました。

- ① 「顔に被せない」ことを前提とするマスク(「お面」を含む。)も、従前どおり ST マーク使用を認める。

その場合、(現行と同様)、ST 基準第 2 部の「一般要求事項」(4.1 項)のみを適用し、4.2.4 項(「ヘッドマスク」)の検査は行わない。

なお、従来どおり、「顔に被せない(頭に乘せて遊ぶ)ことを指示する注意書き」を、明示的に商品本体に付すものとする(裏面にシールを貼る)。

(なお、材質が繊維や紙製、又はこれに類するもの(610 mm×100 mmの検体が採取できるもの)の場合は、「頭部飾り」として、4.2.5 項の検査対象となる。)

- ② 「顔に被る」ことを前提としたマスク(「お面」を含む。)も ST マーク使用を認める。

その場合、当然ながら、上記の注意書は付す必要はない。

ST 基準第 2 部については、4.2.4 項(「ヘッドマスク」)の検査対象となる。

なお、当該「マスク」を使用者(子供)が被ったときに、視野が適切に確保されている必要がある。これについて ISO 等に基準は見当たらないが、(子供の両眼(瞳)の間隔などのデータを参考に)、メーカーにおいて必要な手当を講じるものとする。

また、メーカーにおいて物理的な強度も適宜確保しておくことが求められる。